

袋井市平面図（編集） 14



9	10	11
13	14	15
17	18	19

45-3	45-4
56-1	56-2

14

行政區區



記 5

[illegible]

座標系は平成14年国土交通省告示第9号の規定による第Ⅶ(Ⅲ)座標系
投影は横メルカトル図法
図割に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は0.5キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は2メートル

袋井市

「著作権所有兼発行者 袋井市 許可なく複製を禁ずる」